

●香川県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定を受けた施術者から指定の辞退があった。

平成26年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

辞 退 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成25年 11月30日	香生施 318	内海 慶介 丸亀市通町5番地2	きた整骨院 丸亀市通町5番地2	柔道整復